## 現用文書と非現用文書の非公開情報の比較

情報公開条例(現用文書の非公開情報)	公文書等管理条例(非現用文書の非公開情報)	現用/非現用(特定歴史的公文書)の違い
第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に次	3 区長は、第1項の規定により引き続き保存す	
の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公	る公文書ファイル等について、次に掲げる情報	
開情報」という。) が含まれているときは、当	が含まれているものとして公開の制限を行うこ	
該公文書を公開しないことができる。	とが適切であると認める場合には、その旨の記	
	録をしなければならない。	
(1) 法令の規定により公開することができな	(1) 法令の規定により公開することができな	同じ。
いとされている情報	いとされている情報	
(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当	(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当	同じ。
該事業に関する情報を除く。)で特定の個	該事業に関する情報を除く。)で特定の個	
人が識別され得るもの(他の情報と照合す	人が識別され得るもの(他の情報と照合す	
ることにより、特定の個人を識別すること	ることにより、特定の個人を識別すること	
ができることとなるものを含む。)又は特	ができることとなるものを含む。)又は特	
定の個人を識別することはできないが、公	定の個人を識別することはできないが、公	
開することにより、なお個人の権利利益を	開することにより、なお個人の権利利益を	
害するおそれのあるもの。ただし、次に掲	害するおそれのあるもの。ただし、次に掲	
げる情報を除く。	げる情報を除く。	
ア 法令の規定により又は慣行として公開さ	ア 法令の規定により又は慣行として公開さ	同じ。
れ、又は公開することが予定されている情	れ、又は公開することが予定されている情	
報	報	
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護する	イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護す	同じ。

ため、公開することが必要であると認めら れる情報

- ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22年法律第120号) 第2条第1項に規 定する国家公務員(独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号)第2条第4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員 を除く。)、独立行政法人等(独立行政法 人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成13年法律第140号) 第2条第1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下 同じ。)の役員及び職員、地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第2条に規 定する地方公務員並びに地方独立行政法人 (地方独立行政法人法(平成15年法律第 118号) 第2条第1項に規定する地方独 立行政法人をいう。以下同じ。) の役員及 び職員をいう。) である場合において、当 該情報がその職務の遂行に係る情報である ときは、当該情報のうち、当該公務員等の 職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部 分
- (3) 法人(国、独立行政法人等、地方公共団

るため、公開することが必要であると認め られる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭同じ。 和22年法律第120号) 第2条第1項に 規定する国家公務員(独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号)第2条第4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員 を除く。)、独立行政法人等(独立行政法 人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成13年法律第140号)第2条第1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下 同じ。) の役員及び職員、地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第2条に規 定する地方公務員並びに地方独立行政法人 (地方独立行政法人法(平成15年法律第 118号) 第2条第1項に規定する地方独 立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及 び職員をいう。) である場合において、当 該情報がその職務の遂行に係る情報である ときは、当該情報のうち、当該公務員等の 職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部 分

(3) 法人(国、独立行政法人等、地方公共団 同じ。

体及び地方独立行政法人を除く。) その他 の団体(以下「法人等」という。)に関す る情報又は事業を営む個人の当該事業に関 する情報で、次に掲げるもの。ただし、人 の生命、身体、健康、生活又は財産を保護 するため、公開することが必要であると認 められる情報を除く。

- ア 公開することにより当該法人等又は当該事 業を営む個人に明らかに不利益を与えると 認められる情報
- イ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの 条件で任意に提供されたもので、法人等又 は事業を営む個人における通例として公開 しないこととされているものその他の当該 条件を付することが当該情報の性質、当時 の状況等に照らして合理的であると認めら れるもの
- (4) 区政執行に関する情報で次に掲げるもの
- ア 監査、検査、取締り、徴税等の計画及び実 施要領、職員の選考、勤務評定及び人事記 録、契約の予定価格、用地買収計画、争 訟、交渉の方針その他の事務事業に関する 情報で、公開することにより当該事務事業

体及び地方独立行政法人を除く。) その他 の団体(以下「法人等」という。)に関す る情報又は事業を営む個人の当該事業に関 する情報で、次に掲げるもの。ただし、人 の生命、身体、健康、生活又は財産を保護 するため、公開することが必要であると認 められる情報を除く。

- ア 公開することにより当該法人等又は当該 同じ。 事業を営む個人に明らかに不利益を与える と認められる情報
- イ 区長の要請を受けて、公開しないとの条 同じ。 件で任意に提供されたもので、法人等又は 事業を営む個人における通例として公開し ないこととされているものその他の当該条 件を付することが当該情報の性質、当時の 状況等に照らして合理的であると認められ るもの
- (4) 区政執行に関する情報で次に掲げるもの
  - ア 監査、検査、取締り、試験又は徴税等の 現用文書のみ非公開情報 事務事業に関する情報で、公開することに 次のとおり 的が達成できなくなり、又は公正かつ適切 な執行に支障が生ずるおそれのあるもの

より当該事務事業又は同種の事務事業の目 □徴税等の計画及び実施要領→計画であるから特 定歴史的公文書になる時点で非公開にする必要 なし。

又は同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に支障が生ずるおそれのあるもの

- ②職員の選考→個別の案件については特定歴史的 公文書対象外
- ③勤務評定及び人事記録→個別案件については特 定歴史的公文書対象外
- ④契約の予定価格→契約後は公開であるから、特定歴史的公文書になる時点で非公開にする必要なし。
- ⑤用地買収計画→計画であるから特定歴史的公文 書になる時点で非公開にする必要なし。
- ⑥争訟→特定歴史的公文書になる時点で争訟は終 了しているから非公開にする必要なし。
- ⑦交渉の方針→特定歴史的公文書になる時点で交 渉は終了しているから非公開にする必要なし。
- ⑧その他の事務事業→特定歴史的公文書の非公開 事由は限定的にするため規定なし。

## 非現用文書の非公開情報

- 将来の監査、検査等の事務に支障を及ぼすおそれ があるため、非現用文書であっても非公開事由 とした。
- ①監査
- 2)検査
- ③取締り
- **④試験**

- イ 区と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公共的団体(以下「国等」という。)との間における協議、依頼、指示等により作成し、又は取得した情報で、公開することにより国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれのあるもの
- ウ 区の内部又は区と国等との間における審 議、協議、検討、調査等(以下「審議等」 という。)の意思形成過程における情報 で、公開することにより公正かつ適切な審 議等を妨げるおそれのあるもの
- 工 実施機関(区長を除く。)、区の執行機関の附属機関及びこれらに類するもの(以下「合議制機関等」という。)の会議に係る審議資料、議決事項、会議録その他の情報で、当該合議制機関等の議事運営規程、議決又は決定によりその全部又は一部について公開しない旨を定めているもの及び公開することにより当該合議制機関等の公正かつ円滑な議事運営が損なわれるおそれのあるもの

## ⑤徴税等

区と国等の協議、依頼、指示等により作成し、又 は取得した情報の非開示事由については、公文 書等管理条例8条3項各号に該当するものに限 定する。

審議中のものは特定歴史的公文書にならない。

審議中のものは特定歴史的公文書にならない。

オー公開することにより人の生命、身体、財産 又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その 他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる おそれのあるもの

- イ 独立行政法人等、地方公共団体が経営す │行政機関情報公開法 5 条 6 号ホを参照したもの。 関し、その企業経営上の正当な利益を害す るおそれのあるもの
- ウ 公開することにより人の生命、身体、財 同じ。 産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防そ の他公共の安全と秩序の維持に支障が生ず るおそれのあるもの
- 4 区長以外の実施機関は、第2項の規定により 区長に移管をする公文書ファイル等について、 次に掲げる情報が含まれているものとして公開 の制限を行うことが適切であると認める場合に は、その旨の意見を付さなければならない。
  - (1) 前項第1号、第2号又は第4号に掲げ る情報
- (2) 法人等に関する情報又は事業を営む個人 の当該事業に関する情報で、次に掲げるも の。ただし、人の生命、身体、健康、生活 又は財産を保護するため、公開することが 必要であると認められる情報を除く。

る企業又は地方独立行政法人に係る事業に | 情報公開条例では同文言はないが、9条4号イ・ ウの内容を限定的にしたもの。

- ●行政機関情報公開法5条6号ホ
- ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企 業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、そ の企業経営上の正当な利益を害するおそれ

ア 公開することにより当該法人等又は当該 事業を営む個人に明らかに不利益を与える と認められる情報 イ 区長以外の実施機関の要請を受けて、公 開しないとの条件で任意に提供されたもの で、法人等又は事業を営む個人における通 例として公開しないこととされているもの その他の当該条件を付することが当該情報 の性質、当時の状況等に照らして合理的で	
あると認められるもの	